平成２９年（フ）第１０６号
札幌市北区屯田９条１丁目５番14号
債務者　今井　里美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　俊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０４号
札幌市清田区平岡３条３丁目１番29号　クラージュ平岡101号
債務者　皆川みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
熊本県山鹿市古閑1019番地17
債務者　西川小百合（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
岐阜県本巣市上真桑1168番地８
債務者　長屋　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
埼玉県和光市南１丁目29番32号、旧住所埼玉県和光市新倉３丁目４番10号　みどり荘202
債務者　栗原　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
埼玉県東松山市小松原町７番地４　あるゾウパレス小松原町110
債務者　坂口　征二
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７３号
岐阜県瑞穂市居倉740番地１、前住所岐阜県大垣市長松町1072番地３　セントラル20Ａ102号
債務者　片桐工務店こと　片桐　明彦
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山科正太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８２号
大阪府八尾市東山本町４丁目２番８―101号
債務者　竹田三津子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５号
さいたま市浦和区北浦和３丁目21番７号102、旧住所さいたま市浦和区領家７丁目23番８―201号
債務者　高橋富士男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―101号　レジデンス高岡Ⅰ、前住所富山県射水市庄川本町４番26号
債務者　辰口　義光
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２７１号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地２丁目68番地の１（ステラ　205号室）、前住所愛知県一宮市貴船２丁目10番20号
債務者　岡安　　学
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０６号
横浜市神奈川区羽沢町993番地２　グランオージュ硯松102号
債務者　三林　智彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８号
横浜市西区久保町24番10号
債務者　藤田　　岬
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１９号
岡山市北区芳賀県住２―303、旧住所岡山市北区一宮536番地１
債務者　嶋村　優治（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３号
岡山市南区福島２丁目13番23号
債務者　青山　智子（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８８４号
大阪市鶴見区浜４丁目20番３―502号
債務者　難波　博司
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日